



徳島労働局発表
令和4年11月29日

【照会先】

徳島労働局 雇用環境・均等室
室長 佐藤 かおる
雇用環境改善・均等推進指導官 森 恵子
(電話) 088-652-2718

徳島県内初！四国では2社目！

株式会社徳島大正銀行を「プラチナくるみんプラス」認定

徳島県内9社目！

株式会社岡部機械工業を「プラチナくるみん」認定

徳島労働局（局長 伊藤浩之）は、令和4年4月1日からスタートした次世代育成支援対策推進法に基づく新たな認定制度により、不妊治療と仕事との両立をしやすい職場環境整備に取り組む企業として、徳島県内で初めて株式会社徳島大正銀行（徳島市、代表取締役頭取 板東豊彦）を認定しました（「プラチナくるみんプラス」認定）。

また、同法に基づく「プラチナくるみん」認定企業として、株式会社岡部機械工業（阿南市、代表取締役 星場俊之）を認定しました。「プラチナくるみん」認定企業は、徳島県内では9社となりました。

上記認定企業に対する認定通知書交付式を、下記により行います。

認定通知書交付式を行います

当日の取材をお願いします。（事前申込み不要）

【日時】令和4年11月30日（水）15時00分頃～（※局長定例記者会見終了後）

【会場】徳島労働局 4階会議室（徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎）

「プラチナくるみんプラス」認定企業

株式会社徳島大正銀行 （徳島市）
業種：金融業、保険業 / 労働者数：1,406人



「プラチナくるみん」認定企業


株式会社岡部機械工業 （阿南市）
業種：製造業 / 労働者数：97人




(添付資料)

- ・ 認定企業の取組内容
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について
- ・ 徳島労働局管内のプラチナくるみん認定企業
- ・ くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！

プラチナくるみんプラス認定企業の取組内容

企業名	株式会社徳島大正銀行 
認定日	令和4年11月22日
所在地	徳島市
業種	金融業、保険業
労働者数	1,406人（男性764人、女性642人）
不妊治療と仕事との両立に関する取組	
1 不妊治療のために利用できる制度の整備	
<p>■保存休暇制度 時効により消滅する年次有給休暇を60日間まで積み立て、不妊治療等の治療時において利用できる「保存休暇制度」を導入している。</p> <p>■半日単位の年次有給休暇 半日単位の年次有給休暇については事由を問わず利用可能としており、不妊治療等を理由として利用することも可能である旨周知している。</p>	
2 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び制度内容等に関する労働者への周知	
<p>不妊治療と仕事の両立支援に関する会社の方針及び利用できる制度等について、頭取名で社内通達を发出し周知を行った。</p>	
3 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組	
<p>全従業員を対象に、不妊治療や不妊治療と仕事との両立に向けた会社の取組方針に関する理解を促進するための研修を実施し周知を図った。</p>	
4 両立支援担当者の選任及び労働者への周知	
<p>不妊治療と仕事の両立に関する相談をしやすい環境を整備するため、人事部に3名の担当者を選任し、社内通達により周知を図った。</p>	

プラチナくるみん認定企業の取組内容

<p>企業名</p>	<p>株式会社岡部機械工業</p> 
<p>認定日</p>	<p>令和4年11月7日</p>
<p>所在地</p>	<p>阿南市</p>
<p>業種</p>	<p>製造業</p>
<p>労働者数</p>	<p>97人（男性87人、女性10人）</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和元年8月1日～令和4年7月31日</p>
<p>行動計画の目標</p>	<p>【目標①】 ・産休・育休中の従業員が安心して育児に専念できるように、又復帰への不安を軽減するための会社近況報告を一回以上行う。 【目標②】 ・年次有給休暇を取りやすい環境づくりを行い、各労働者の年次有給休暇取得率を40%以上とする。 【目標③】 ・子育て中の社員のための、費用又は休暇における制度の枠組みを広げた規則導入を行う。</p>
<p>目標に対する取組結果</p>	<p>【目標①】 ・産休・育休取得者に対して、休業中に一回以上は資料の送付等により会社近況報告を行うとともに、上長から電話連絡により近況報告を行った。 【目標②】 ・取得率が低い労働者を会議で共有し管理部から声掛けを行うとともに、各労働者の取得の宣言を盛り込んだポスターを作成し機運を醸成した。また、各部門において取得促進に向けたテーマを決定し実行する等の取組を行い、全ての労働者の取得率が40%以上であった。 【目標③】 ・2020年4月1日、育児及び介護等を理由に退職した労働者を優先的に採用する制度を導入した。 ・2021年4月1日、育児休業又は介護休業の円滑な取得及び職場復帰を支援するために、従業員ごとに育休復帰支援プランまたは介護復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する旨の制度を導入し実施した。</p>
<p>その他主な認定基準達成状況</p>	<p>■<u>男性の育児休業取得状況（特例認定基準5）</u> 計画期間内の育児休業取得率80% （計画期間内に配偶者が出産した男性労働者5名のうち4名が育児休業を取得。） ■<u>女性の育児休業取得状況（特例認定基準6）</u> 計画期間内の育児休業取得率100%。 （計画期間内に出産した女性労働者は1名。） ■<u>働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）</u> ①所定外労働の削減のための措置 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、終業時刻にアナウンスし周知している。 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 （行動計画の【目標②】と重複）。 ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 「育児目的休暇制度」を導入。 ■<u>出産した女性の継続就業率（特例認定基準10）</u> 継続就業率100%。 ■<u>女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準11）</u> ・スムーズな育児休業取得、復帰後の働き方やキャリア形成についてカウンセリング等を実施。 ・管理職の手前にある女性を対象に、女性リーダーセミナー等を実施。 ・従来主に男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を配置するための取組を実施。</p>

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について

■「くるみん」認定とは■

- 次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみん認定）を受けることができます。
- 認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要があります。
- 認定を受けると認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。



■「プラチナくるみん」認定とは■

- すでに子育てサポート企業として「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と育児の両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。
- 認定を受けるためには、12項目の認定基準を全て満たす必要があります。
- 認定を受けると認定マーク（愛称：プラチナくるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。



■「プラス」認定とは■

- 「プラス」認定は、くるみん、プラチナくるみんの一類型として、新たに令和4年4月1日からスタートした認定制度です。
- 不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業が一定の要件を満たした場合、「プラス」認定を受けることができます。
- すでに「プラチナくるみん」認定を受けている企業も認定を受けることができます。



次世代育成支援対策推進法に基づく徳島労働局管内の プラチナくるみん認定企業

令和4年11月25日現在

	特例認定年	企業名	所在地	企業規模	業種（大分類）
1	2015	株式会社松本コンサルタント	徳島市	101～300	建設業
2	2017	株式会社徳島大正銀行	徳島市	301～	金融業、保険業
3	2017	西精工株式会社	徳島市	101～300	製造業
4	2018	株式会社大塚製薬工場	鳴門市	301～	製造業
5	2018	株式会社阿波銀行	徳島市	301～	金融業、保険業
6	2019	株式会社ネオビエント	板野郡	101～300	サービス業
7	2019	社会福祉法人さわらび会	徳島市	101～300	医療・福祉
8	2020	喜多機械産業株式会社	徳島市	101～300	卸売業、小売業
9	2022	株式会社岡部機械工業	阿南市	～100	製造業